

幸手市競争入札参加者心得

(平成20年12月 1日決裁)

(平成21年 7月24日決裁)

(平成28年 2月24日決裁)

(令和元年 9月30日決裁)

(令和8年 6月23日決裁)

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負、調査、設計、測量の業務委託、土木施設維持管理の業務委託及びその他の業務委託並びに物品の調達及び印刷の請負契約に係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、幸手市契約規則（平成11年規則第25号。以下「契約規則」という。）その他関係法令及び幸手市公共工事等電子入札運用基準並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、幸手市建設工事標準請負契約約款（業務委託の場合は、幸手市業務委託契約約款又は幸手市管理業務委託契約約款若しくは幸手市土木設計業務等標準委託契約約款。以下「契約約款」という。）、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）、幸手市競争入札参加者心得、入札公告、指名通知及び入札説明書の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し、入札執行者の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

(指名の取消等)

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡(法人においては解散)したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。

3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、契約規則第38条の規定に該当するとき、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。

4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 幸手市内で工事事故を起こしたとき。

5 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、幸手市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止を受けた場合、及び幸手市建設工事等暴力団排除措置要綱第3条に基づき指名除外の措置を受けた場合は、その指名を取り消す。

(一般競争入札の参加資格)

第5条 一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約規則第22条の規定により幸手市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (5) 幸手市建設工事等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、幸手市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置及び幸手市建設工事等暴力団排除措置要綱第3条に基づく指名

除外を受けていない者であること。

(7) 建設工事の入札について、直近の2か年度において、幸手市発注工事に係る工事成績点数（それぞれの年度の平均点）が極めて低い者でないこと。

(8) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。

(入札)

第6条 入札参加者は、設計図書について疑義があるときは、入札公告等の定めるところにより質問することができる。

2 入札は、入札公告、指名通知及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）で指示した日時及び方法に従い、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）又は書面により入札書を提出する入札（以下「紙入札」という。）により行う。電子入札システムにあつては、開札時において入札書が不着の場合は辞退したものと扱う。また、紙入札にあつては、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認めない。

3 入札参加者は、紙入札にあつては、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、これを封書にして入札箱に投入しなければならない。なお、入札書は原則として本市指定のものを用いること。

4 入札は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額により行わなければならない。ただし、入札公告等において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

5 紙入札を行う場合、入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。なお、委任状は原則として本市指定のものを用いること。

6 紙入札を行う場合、入札者は1社について1人限りとし、入札室に立ち入る者も原則として同様とする。

7 入札公告等で指示がある場合を除き、入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1者入札であっても執行できる。

(1) 再度入札のとき

(2) 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき

8 入札参加者は、「幸手市建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い」の定めに従い入札金額見積内訳書を提出しなければならない。また、総合評価方式に係る技術資料の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。ただし、

電子入札システムの場合でやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで、辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、幸手市公共工事等電子入札運用基準に基づき、辞退を申し出るものとする。ただし、紙入札にあっては、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- 3 前項により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、いったん提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがある。

- 2 入札参加者は、前項の規定により入札執行者が行う調査に協力しなければならない。

- 3 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札の場合は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(4) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札

(5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(6) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(7) 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示による書類を提出しない者がした入札

(8) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

(9) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を入札執行者に受理された者がした入札

(10) 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札

- ア 入札者の押印のないもの
- イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
- ウ 押印された印影が明らかでないもの
- エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(11) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札をした者のうち最低の価格の入札をした者）とする。ただし、一般競争入札の事後審査型による入札の場合は、入札価格の低い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

2 総合評価方式を適用した場合は、前項の規定にかかわらず予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、一般競争入札の事後審査方式による入札の場合は、評価値等の高い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

3 落札者の決定がなされたときは、電子入札システムで通知する。ただし、紙入札による場合は、その場で当該入札者に、その旨を発表し、後日通知する。

4 開札後入札参加者が1人を残し、全員が辞退又は失格となったときの入札は有効とする。

(くじによる落札者の決定)

第13条 落札とすべき同額の入札をした者が、2者以上いるとき（総合評価方式を適用した場合は、評価値等が最も高い者が2者以上あるとき）は、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。ただし、紙入札の場合は、直ちに当該入札者にまず落札者を決定するくじを引く順番を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札回数)

第14条 入札は、初回のみとし再度の入札は行わないものとする。ただし、入札公告等に別の定めのある場合は、この限りでない。

(不調時の取扱い)

第15条 入札執行後落札者がいない場合は、これを不調とし、再度公告又は指名業者の組み替えによる入札を行うものとする。ただし、再度公告又は指名業者の組み替えによる競争入札

に付することのできない場合は、随意契約の方法により契約を締結することができる。

2 無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

3 紙入札の場合で、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときは、入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において直ちに、契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が予定価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者）を契約の相手方とする。

4 前項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を契約の相手方に通知する。

（契約書等の提出）

第16条 落札者は、締結する契約の内容を記載した書面（建設工事請負契約書（案）（業務委託の場合は、業務委託契約書（案）又は土木設計業務等委託契約書（案）。物品売買契約書（案）、印刷製本請負契約書（案）。以下「契約書（案）」という。))に記名押印の上、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、「契約書（案）」が到達した日から5日以内に提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。

(1) 落札者が、政令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

(2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。

(3) 落札者が幸手市から指名停止措置を受けたとき。

(4) 落札者が幸手市建設工事等暴力団排除措置要綱第3条に基づく指名除外の措置を受けたとき。

（契約の確定）

第17条 契約は、市長と、落札者が契約書（案）に記名押印したときに確定する。

（市議会の議決を要する契約）

第18条 建設工事の請負契約及び物品購入の売買契約であって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た後に本契約を締結することを明記した仮契約書（標準様式第26号～第28号）を取りかわすものとする。

2 前項に規定する契約が議会で否決されときは前項の仮契約は、契約の効力を有しないものとし、市長又は市長から委任を受けた者（以下「発注者」という。）は一切の責任を負わないものとする。

（異議の申立て）

第19条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書（案）、設計図書及び現場等についての不

明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第20条 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管し、情報を開示することがある。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供する。

- 2 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る契約（第15条第3項及び第4項により契約を締結する場合も含む。）を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていなければならない。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1,500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満のときはこの限りでない。

附 則

- 1 この心得は、平成21年 1月 1日から施行する。
- 2 建設工事請負等指名競争入札参加者心得（平成11年6月29日決裁）は、廃止する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、平成20年12月31日までに公告又は指名通知等を発したもののについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成21年 8月 1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成21年 7月31日までに公告又は指名通知等を発したもののについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年2月29日までに公告又は指名通知等を発したもののについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和元年9月30日までに公告又は指名通知等を発したもののについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和8年6月30日までに公告又は指名通知等を発したもののについては、なお従前の例による。